

「中海・宍道湖8の字ルート」ロゴマーク募集要項

中海・宍道湖・大山圏域は、豊かな自然と歴史・文化を背景に、恵まれた生活環境や、充実した都市機能を有する山陰の中核的な都市圏として発展してきました。ヒトやモノの交流も盛んで、日本海側の都市圏の中でも高い潜在能力を有しています。

中海と宍道湖の周囲を8の字状に結ぶ「中海・宍道湖8の字ルート」は、本圏域の潜在能力を最大限に引き出し発展していくために必要不可欠な社会インフラであり、早期整備が望まれています。

この度、「中海・宍道湖8の字ルート」早期整備への機運醸成につなげるための取り組みとして、ロゴマークを募集します。圏域在住・在勤・在学の方であればどなたでも応募が可能ですので、たくさんのご応募をお待ちしています。

【中海・宍道湖8の字ルートとは】

「中海・宍道湖8の字ルート」は、中海と宍道湖の周囲を8の字状に結ぶ高規格道路網です。現在は、両湖の南側（山陰道）など部分的にしか整備されていない状況にあります。

この「中海・宍道湖8の字ルート」が整備されれば、圏域内の移動時間の短縮が可能となり、物流や観光周遊が促進されることに加え、災害時における避難路や物資輸送路としてなど、様々な効果が期待されます。

【中海・宍道湖8の字ルートイメージ図】



1. 応募資格

中海・宍道湖・大山圏域在住・在勤・在学者（年齢、プロ・アマ・個人・団体の別は不問）
※中海・宍道湖・大山圏域 … 松江市・出雲市・安来市・米子市・境港市・日吉津村・
大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町

2. 応募期間

令和6年10月1日（火）から令和6年11月30日（土）正午まで

3. 制作条件

- (1) 中海・宍道湖8の字ルートをイメージしたデザインとしてください。
- (2) 圏域の特徴（例：風土、自然、歴史、文化、風景や動植物等）や、中海・宍道湖8の字ルートが視覚的にイメージできるデザインとしてください。
- (3) ひらがな、カタカナ、漢字やアルファベット等による「中海・宍道湖8の字ルート」の文字を入れてください。
- (4) モノクロにした場合や縮小した場合（名刺での使用を想定）でも視認できるデザインとしてください。
- (5) ロゴマークの制作意図・コンセプトを50文字以内で記入してください。

4. 応募方法

- (1) **電子申請** ※しほね電子申請サービスを利用
必要事項を入力し、作品データ（J P E G形式又はP N G形式でファイルサイズ10MB未満）を添付のうえ送信してください。
注意）電子申請以外での応募は受付できませんのでご了承ください。

5. 入賞賞品及び審査方法

(1) 入賞賞品

最優秀賞（1点）：5万円＋圏域特産品

優秀賞（若干数）：圏域特産品

※最優秀賞に選ばれた作品を中海・宍道湖8の字ルートロゴマークとして採用します。

※最優秀賞に選ばれた作品については、後日 Adobe Illustrator 形式（拡張子.ai）データの提出をお願いします。手書きの作品など Adobe Illustrator 形式（拡張子.ai）データがない場合は受賞者と協議・確認を行いながら、事務局側で作成いたします。

(2) 審査方法

(ア) 推進会議審査 ※令和7年1月（予定）

整備推進会議において協議し、採用候補作品（若干数）を選定します。

(イ) 一般投票 ※令和7年2月1日～令和7年2月末（予定）

(ア)の結果を踏まえ、一般投票において、最優秀賞作品を決定します。

6. 最優秀賞作品の発表及びロゴマークの活用方法

(1) 最優秀賞作品の発表

発表時期 : 令和7年3月(予定)

※受賞者本人に通知するほか、各市(松江市・出雲市・安来市・米子市・境港市)ホームページ等で発表します。

※授賞式は中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議総会時に実施予定です(令和7年5月)。

(2) ロゴマークの活用方法

ロゴマークは、中海・宍道湖8の字ルートのシンボルとして、中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議や関係団体が運営する各種広報媒体(WebサイトやSNS等)に掲載するほか、要望書等に使用することがあります。

7. 応募規約

応募者は、本募集への応募時の規約(以下「本応募規約」という)に同意いただいたものとみなします。応募規約については、下記に記載していますので**必ずご確認ください**。

(1) 応募について

(ア) 応募作品は、自作かつ未発表の作品に限ることとし、第三者の著作権、商標やその他の権利を一切侵害しないものとしてください。

(イ) 一人1点まで応募できます。

(ウ) 団体に応募する場合は、代表者1名を決め、その方が応募の手続きを行ってください。

(エ) 採用された中海・宍道湖8の字ルートロゴマークは、**必要に応じ最小限の補作や修正をする場合があります**。

(オ) 入賞作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)やその他一切の権利は、中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議に帰属します。また、入賞作品の応募者は、応募作品に関し著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととします。

(カ) 入賞作品について、第三者からの権利の侵害や損害賠償等の主張がなされた場合は、応募者は自己責任において解決を図るものとし、中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議は一切の責任を負いません。

(キ) 応募にかかる一切の費用は応募者の負担とします。また、応募作品は返却しません。

(ク) 未成年の方は、保護者の同意を得たうえで応募してください。未成年の方が応募された場合は、保護者の同意が得られているものとみなします。

(ケ) AI(人工知能)によって生成されたロゴマークについては、著作権侵害等著作権の問題を生じる可能性がありますので、AI生成画像の応募は禁止します。

(2) 個人情報について

(ア) 応募者の個人情報は中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議事務局で適切に管理し、この

事業以外の目的では使用しません。

(イ) 入賞作品及びその応募者の氏名（ふりがな）、住所（市町村名まで）や職業又は学校名・学年は公表する場合があります。

(3) その他

(ア) やむを得ない都合により、応募者に事前に通知することなく、応募期間や賞品内容の変更、また本募集の中止・中断をする場合があります。この場合、中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議は本募集の中止等に関して、いかなる人・法人に対しても一切の責任を負いません。

(イ) 本募集に応募したこと、又は入賞したことに起因するいかなる損失、負債、被害、費用やその他の申し立てについて、松江市等は一切の責任を負いません。

(ウ) 本応募規約に定めのない事項については、中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議の判断により決定いたします。

(エ) 最優秀賞に選ばれた方には授賞式（中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議総会時に実施予定）にご出席していただきます（令和7年5月頃）。

8. お問い合わせ先

本募集に関するお問い合わせについて

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議事務局

（松江市都市整備部大橋川治水・国県事業推進課内）

電話番号 0852-55-5385

メールアドレス ohashi@city.matsue.lg.jp

お問い合わせ受付時間 8:30～17:15（土日祝を除く）

※審査・結果に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。